

市民部 まちづくり推進課

協働によるまちづくり推進事業	P 2～
コミュニティセンター事業	P 6～
自治会活動支援事業	P13～
行政連絡員活動事業	P19～
コミュニティバス運行事業	P24～
公共交通機関利用促進事業	P29～
コミュニティ助成事業（宝くじ）	P32～
地域おこし協力隊事業	P40～
定住促進事業	P43～
関係人口創出事業	P46～
ふるさと大使事業	P49～
NPO法人認証事業	P52～
空き家バンク事業	P55～
宅地バンク事業	P58～
再生エネルギー推進事業	P60～

協働によるまちづくり推進事業

まちづくり推進課

協働によるまちづくり推進事業

まちづくり推進課

この事業は地域の活性化、市民の連携及び行政との共同によるまちづくりを促進することを目的に、市民が自主的かつ主体的に行う公共性、公益性のある活動を推進するため、「八幡平市地域づくり一括交付金制度」により、地域振興協議会が申請する事業に対し、交付金を交付しています。

各地区ごとの事業費

地区		合計	地区		合計
西根	大更	2,772,000	安代	荒屋	841,000
	田頭	1,485,000		五日市	544,000
	平舘	1,386,000		浅沢	445,000
	寺田	1,287,000		田山	940,000
松尾	松尾	4,000,000		舘市	396,000
安代	細野	297,000	地域連携事業（4事業）		940,000
	畑	495,000	合計		15,828,000

協働によるまちづくり推進事業

まちづくり推進課

協働によるまちづくり補助金

- 平成19年 1 月10日施行
- 交付対象団体
 - 地域振興協議会
 - 自治会、町内会等
 - 市民活動団体等
- 交付対象事業
 - (1) 地域の活性化を目的としたイベント
 - (2) 地域の安全を目的としたまちづくり事業
 - (3) 福祉の充実を目的としたまちづくり事業
 - (4) 生活環境の保全を目的としたまちづくり事業
 - (5) 市内団体又は市外の団体との交流を目的とした事業
 - (6) 体育及び芸術文化振興を目的としたまちづくり事業

交付対象団体を地域振興協議会に一本化



地域振興協議会の事業計画に基づき、全体を一括で申請・交付・精算する形に見直し、利便性の高い制度に改正

地域づくり一括交付金

- 平成26年 4 月 1 日施行
- 交付対象団体
 - 地域振興協議会
- 交付対象事業
 - (1) 地域の活性化
 - (2) 地域課題の解決
 - (3) 地域の特色の活用
- 事業種別
 - ＜一般事業＞
協議会が企画実践し、市民が自主的かつ主体的に行う公共的及び公益的な共助によるまちづくり事業
 - ＜特別事業＞
一般事業以外の公共的及び公益的な共助によるまちづくり事業

協働によるまちづくり推進事業



まちづくり推進課



- ・ ゴミ集積所の設置・改修
 - ・ 街路灯のLED化
 - ・ 環境整備（花壇）
 - ・ 掲示板の設置
 - ・ 地区祭り開催
- などへ交付しています。

市政情報

コミュニティセンター事業

まちづくり推進課

コミュニティセンター事業

まちづくり推進課

市民の自主的な学習活動の推進、社会教育に関する事業の実施及び市民の主体的な地域活動の拠点として、平成26年4月1日からコミュニティセンター事業が始まりました。

それまでの公民館をコミュニティセンターとし、各地域振興協議会と指定管理協定を締結しました。

コミュニティセンターの名称及び指定管理者

名称	指定管理者	名称	指定管理者
八幡平市立大更コミュニティセンター	活気あふれる大更を創る会	八幡平市立畑コミュニティセンター	畑地区振興協議会
八幡平市立田頭コミュニティセンター	八幡平市田頭地域振興協議会	八幡平市立荒屋コミュニティセンター	荒屋地区振興協議会
八幡平市立平舘コミュニティセンター	八幡平市平舘地域振興協議会	八幡平市立五日市コミュニティセンター	五日市振興協議会
八幡平市立寺田コミュニティセンター	八幡平市寺田地域振興協議会	八幡平市立浅沢コミュニティセンター	八幡平市浅沢地域振興協議会
八幡平市立松尾コミュニティセンター	八幡平市松尾地区地域振興協議会	八幡平市立田山コミュニティセンター	田山地域振興協議会
八幡平市立細野コミュニティセンター	細野地区振興協議会	八幡平市立舘市コミュニティセンター	舘市地区振興協議会

コミュニティセンター事業

まちづくり推進課

コミュニティセンターの位置及び所管行政区域

名称	位置	所管行政区域
大更コミュニティセンター	大更第25地割55番地 4	駅前一区、駅前二区、上町、仲町、下町一区、下町二区、下町三区、松川、雇用促進（西根）、山後、岡村、山子沢、大石平、渋川、渋川開拓、白屋、北村、両沼、中関、五百森
田頭コミュニティセンター	田頭第23地割37番地 7	中村、間羽松、舘腰、町組、高宮、薬師、上平笠、中平笠、下平笠、南平笠
平舘コミュニティセンター	平舘第26地割99番地 1	東、大久保、共新、小福田、大泉、駅前、わし森、栲沢、笹目、松久保、山崎、堀切
寺田コミュニティセンター	西根寺田第15地割127番地	寺田新田、野口、寺田、帷子、土沢、若谷地、川原目、上関、荒木田、舘沢
松尾コミュニティセンター	野駄第 7 地割220番地	安比高原、時森、小屋の沢、大花森、中松尾、松尾、野駄、上野駄、中沢、前森、北寄木、南寄木、上寄木、金沢、畑、柏台二丁目、柏台三丁目
細野コミュニティセンター	細野704番地 1	細野、豊畑
畑コミュニティセンター	赤坂田202番地 9	畑 1 区、畑 2 区
荒屋コミュニティセンター	叭田70番地	荒屋新町、新町中央、荒屋、秋葉、曲田横間
五日市コミュニティセンター	川原25番地 2	五日市 1 区、五日市 2 区、五日市 3 区、五日市 4 区
浅沢コミュニティセンター	岩木向77番地	浅沢第 2、浅沢第 1
田山コミュニティセンター	田中下タ78番地	苗石田、新興矢神、杉沢、栗木田、平長、田山上、田山下、愛の山、石名坂、折壁、日瀬通
舘市コミュニティセンター	舘市39番地 1	舘市、兄畑、兄川

コミュニティセンター事業

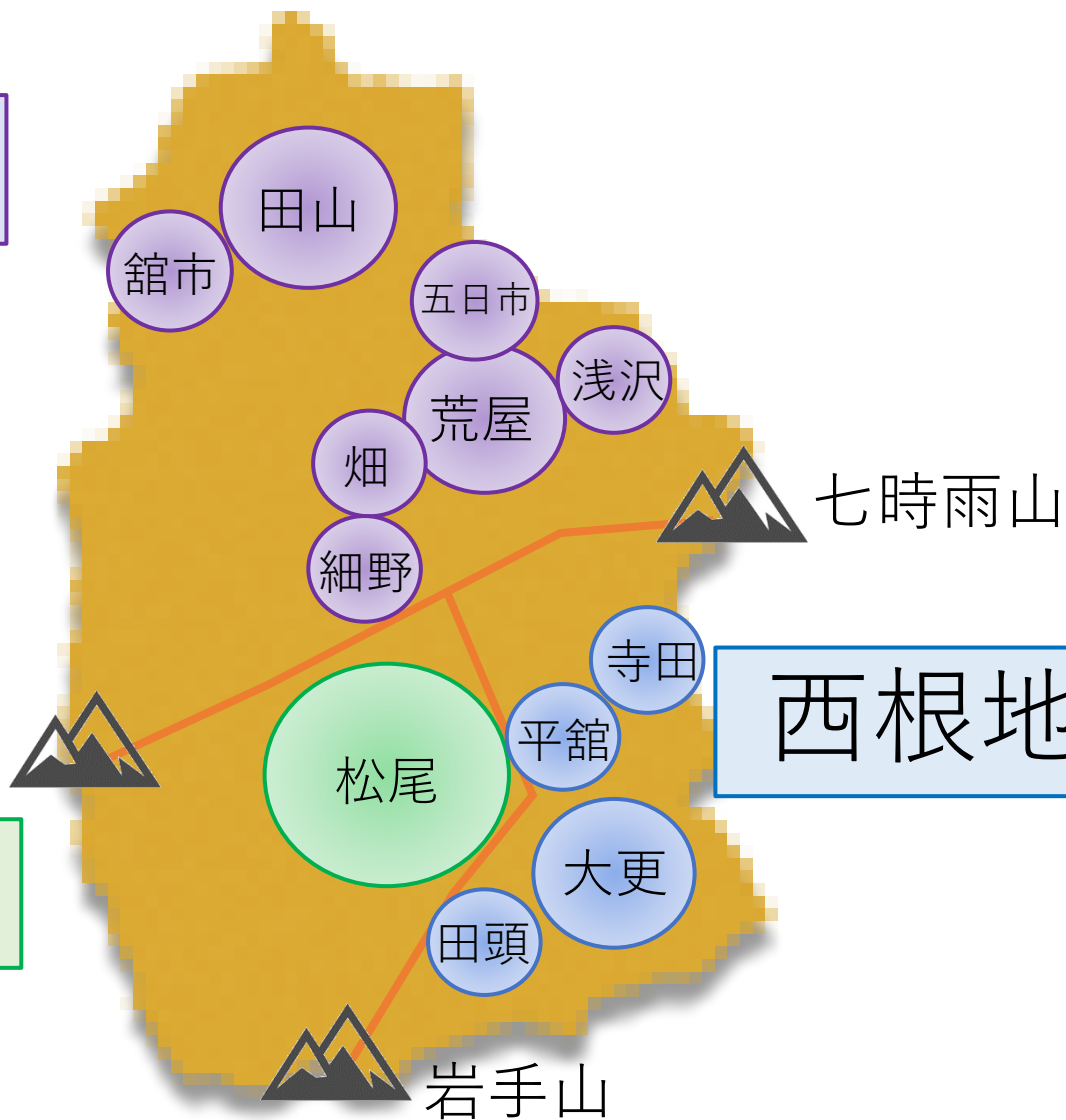
まちづくり推進課

コミュニティセンターの位置

安代地区

松尾地区

西根地区



コミュニティセンター事業

まちづくり推進課

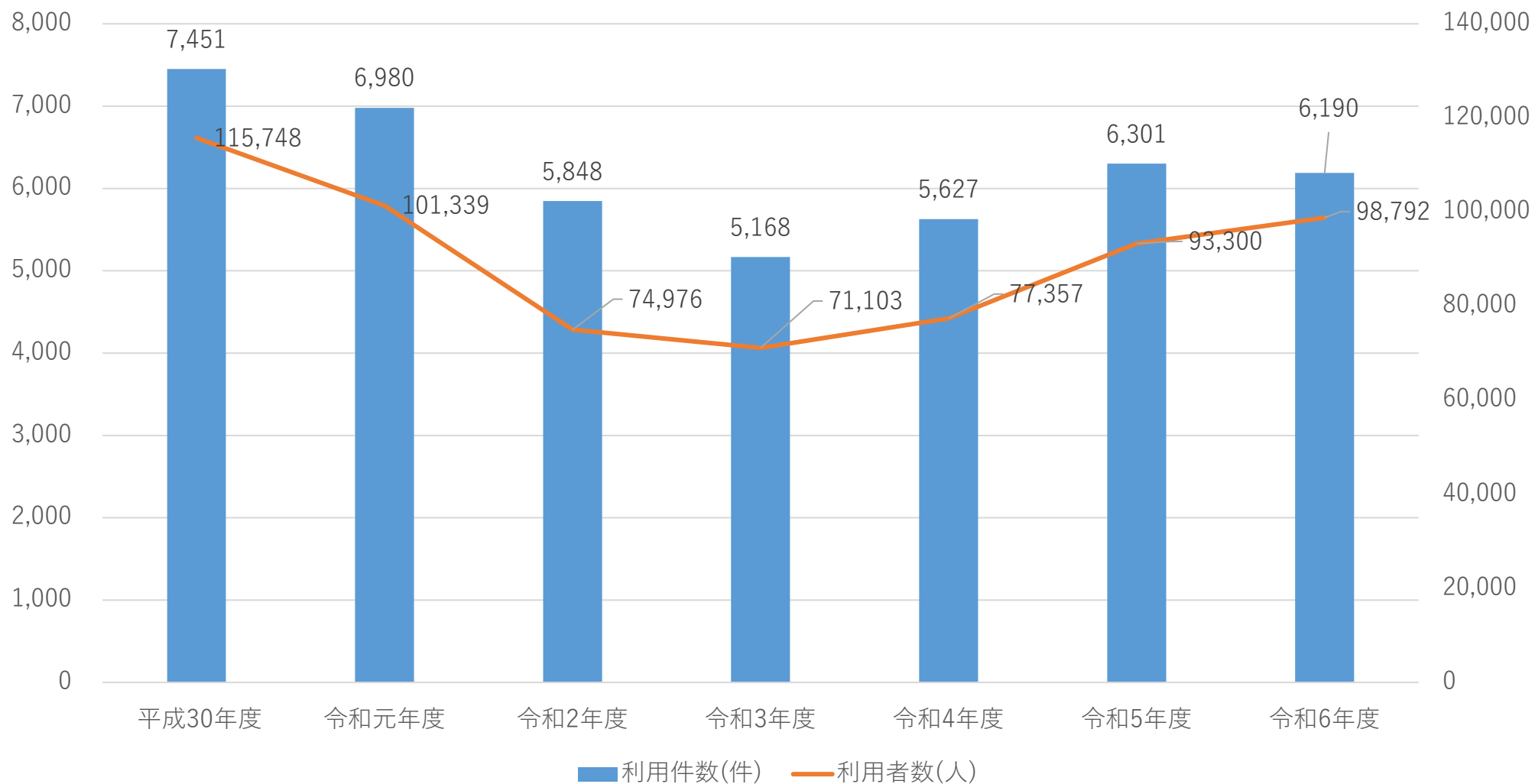
コミュニティセンターの利用件数等（平館コミュニティセンター改修工事によりR2.8.1～R4.3.31まで平館体育館貸出中止）

名称 (付属施設)	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	利用件数 (件)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	利用人数 (人)
大更コミュニティセンター	1,764	30,857	1,662	23,972	1,598	23,978	1,139	17,701	989	14,315	1,160	17,412	1,164	19,258
（旧東大更小学校体育館）	391	7,687	440	6,529	465	6,930	462	7,635	475	11,650	524	14,052	599	19,645
田頭コミュニティセンター	701	10,306	661	11,647	555	7,443	632	11,133	700	11,705	781	9,826	719	10,291
（田頭体育館）	335	5,195	358	6,085	399	5,395	466	6,758	469	7,401	474	8,060	470	8,212
平館コミュニティセンター	531	5,429	410	3,810	346	3,249	357	4,523	512	5,430	616	7,122	602	8,054
（平館体育館）	323	4,746	324	4,010	87	880	0	0	267	2,971	364	5,570	435	4,530
寺田コミュニティセンター	373	6,992	396	5,322	324	3,697	357	3,528	372	5,198	434	6,538	358	5,289
（寺田柔剣道場）	185	3,701	110	1,155	103	1,041	142	3,218	109	942	118	1,700	132	1,857
松尾コミュニティセンター	1,341	18,249	1,175	16,929	997	11,842	581	6,014	569	6,384	583	5,701	506	5,280
細野コミュニティセンター	82	1,256	72	2,016	32	534	23	299	48	867	46	740	77	1,209
畑コミュニティセンター	115	1,926	95	1,618	54	791	88	807	77	805	135	1,431	167	1,600
荒屋コミュニティセンター	612	8,301	534	6,451	448	4,298	313	2,302	329	2,222	342	2,685	280	2,620
五日市コミュニティセンター	103	1,803	112	1,622	46	407	49	463	96	993	98	1,127	120	1,213
浅沢コミュニティセンター	216	3,506	258	5,215	65	751	138	1,375	167	1,567	253	6,468	197	5,240
田山コミュニティセンター	196	3,480	189	3,173	139	1,600	234	3,472	237	2,960	213	2,911	260	3,091
（田山体育館）	148	1,546	153	1,219	167	1,858	171	1,622	188	1,630	123	1,345	78	909
館市コミュニティセンター	35	768	31	566	23	282	16	253	23	317	37	612	26	499
合計	7,451	115,748	6,980	101,339	5,848	74,976	5,168	71,103	5,627	77,357	6,301	93,300	6,190	98,797

コミュニティセンター事業

まちづくり推進課

コミュニティセンターの利用件数等



コミュニティセンター事業

まちづくり推進課

コミュニティセンター指定管理料と職員数

名称	指定管理料 (令和 6 年度)	職員数 (会長、センター長含む)
大更コミュニティセンター	22,693,301円	10人
田頭コミュニティセンター	16,195,746円	8人
平舘コミュニティセンター	16,681,134円	7人
寺田コミュニティセンター	17,386,667円	7人
松尾コミュニティセンター	27,297,854円	9人
細野コミュニティセンター	8,321,000円	3人
畑コミュニティセンター	7,979,658円	3人
荒屋コミュニティセンター	18,316,000円	6人
五日市コミュニティセンター	8,108,519円	3人
浅沢コミュニティセンター	8,145,180円	3人
田山コミュニティセンター	14,956,408円	6人
舘市コミュニティセンター	7,530,030円	3人
合計	173,611,497円	68人

自治会活動支援事業

まちづくり推進課

自治会活動支援事業

まちづくり推進課

●自治会活動費補助金

地区住民による地域振興の促進や自治組織（地区住民で自主的に設置した組織、以下「自治会」という）の活性化を図るため、自治会活動に要する経費に対して補助金を交付するものです。

◆事業概要

	西根	松尾	安代
自治会数	52自治会	26自治会	68自治会

・補助金額基準

	補助額	補助金額
均等割	1自治会あたり	47,000円
世帯割	1世帯あたり	470円

※世帯数は当該年度の1月1日現在を基準日とします。

（例）世帯数105世帯の場合

47,000円 + (470円 × 105世帯) ⇒ 96,000円（1,000円未満切捨て）

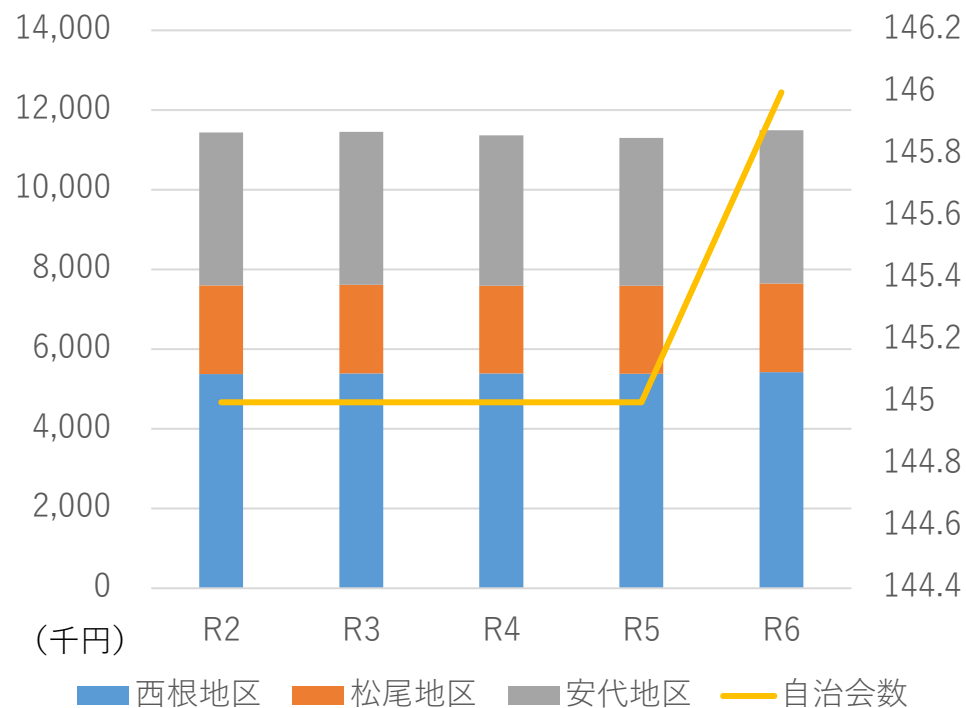
自治会活動支援事業

まちづくり推進課

各地区ごとの補助金額

	西根地区	松尾地区	安代地区	合計
R2	5,372千円	2,223千円	3,844千円	11,439千円
R3	5,388千円	2,226千円	3,837千円	11,451千円
R4	5,390千円	2,203千円	3,768千円	11,361千円
R5	5,386千円	2,203千円	3,711千円	13,423千円
R6	5,425千円	2,226千円	3,843千円	13,423千円

補助金額の推移



●自治集会所建設工事費補助金

自治集会所の整備を促進するため、地区住民で自主的に設置した自治組織が自治集会所を建設又は増改築する場合、その整備に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付するものです。

◆事業概要

	補助対象経費	補助額	補助限度額
新築	建物の床面積33㎡以上の新築（付帯設備の整備を含む。）に要する経費	当該経費の1/2以内	700万円
増改築等	増改築、修繕、給排水施設の改修及び付帯設備の整備に要する経費	50万円以上の事業を対象とし、当該経費の1/2以内の額	150万円

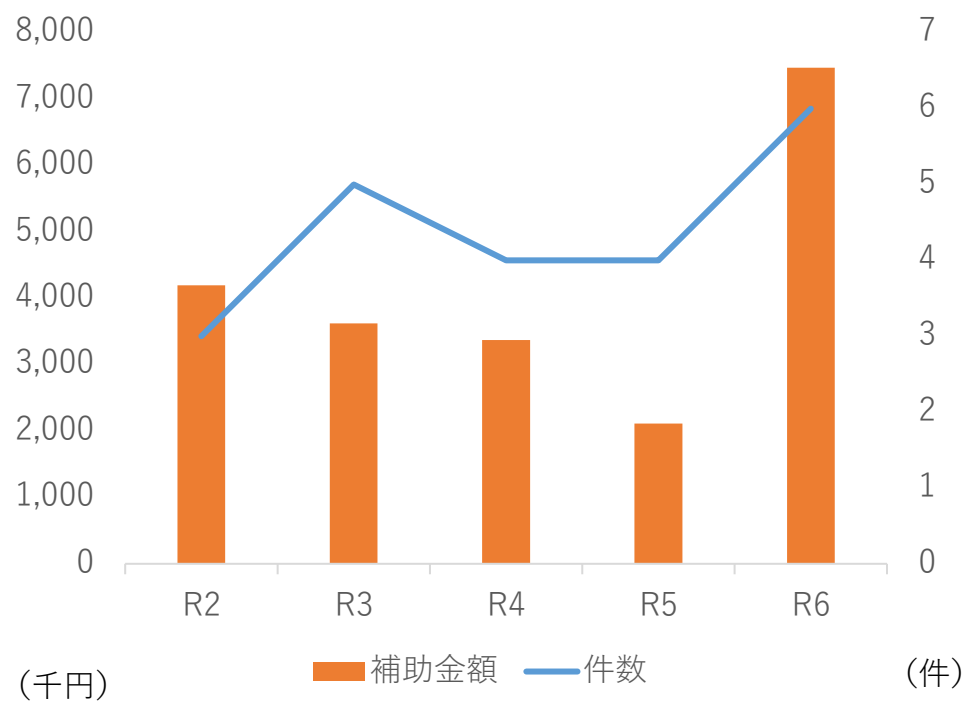
自治会活動支援事業

まちづくり推進課

事業実施件数

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
件数	3 件	5 件	4 件	4件	6件
補助金額	4,196 千円	3,621 千円	3,373 千円	2,115 千円	7,475 千円

補助件数と補助金額の推移



自治会活動支援事業



R6 杉沢自治会



R5 川前自治公民館



R4 薬師自治会



R3 上平笠公民館



R2 佐比内公民館

行政連絡員活動事業

まちづくり推進課

行政連絡員活動事業

まちづくり推進課

八幡平市行政事務の円滑なる処理を図るため、行政区を設置し、行政連絡員を置くものです。

◆行政連絡員の主な業務

行政連絡員の業務は、市と地域住民の連絡調整を行うことです。

主な業務は次のとおりです。

- (1) 住民に対する諸連絡の伝達に関する事項
- (2) 生活環境の清掃施行に伴う協力に関する事項
- (3) 公衆衛生の指導連絡に関する事項
- (4) 各種調査に関する事項
- (5) 道路の愛護補修等に関する事項
- (6) 文書、広報等の配布に関する事項
- (7) その他市長の必要と認める事項

◆行政連絡員報償費

当該年度の8月1日現在の配布世帯数を基準に算定し、上半期5カ月分を8月末に、下半期7カ月分を3月末に支払います。

行政連絡員活動事業

まちづくり推進課

◆各地区の行政連絡員数（令和6年4月時点）

	西根	松尾	安代	合計
行政連絡員数	52名	18名	29名	99名

◆行政連絡員配布回数実績

	R2	R3	R4	R5	R6
年間配布回数	25回	24回	25回	24回	24回

※行政連絡員配布は基本月2回となります。
その他、選挙等による臨時の配布を行う場合があります。

行政連絡員活動事業

まちづくり推進課

◆行政連絡員報償算定方法

計算方法

A 【均等割30,000円】 +

B 【配布世帯数割】 +

C 【配布世帯加算1,000円×世帯数】

算定規定		単価（円）
A 均等割（1行政区あたり）		30,000円
B 配布世帯数割 （行政区内の配布世帯による区分） ※基準日 8月1日	1 ～ 2 0	20,000円
	2 1 ～ 3 0	35,000円
	3 1 ～ 4 0	50,000円
	4 1 ～ 5 0	75,000円
	5 1 ～ 1 0 0	100,000円
	1 0 1 ～ 1 5 0	110,000円
	1 5 1 ～ 2 0 0	120,000円
	2 0 1 ～ 2 5 0	130,000円
	2 5 1 ～ 3 0 0	140,000円
	3 0 1 ～	160,000円
C 配布世帯加算（一戸あたり）		1,000円

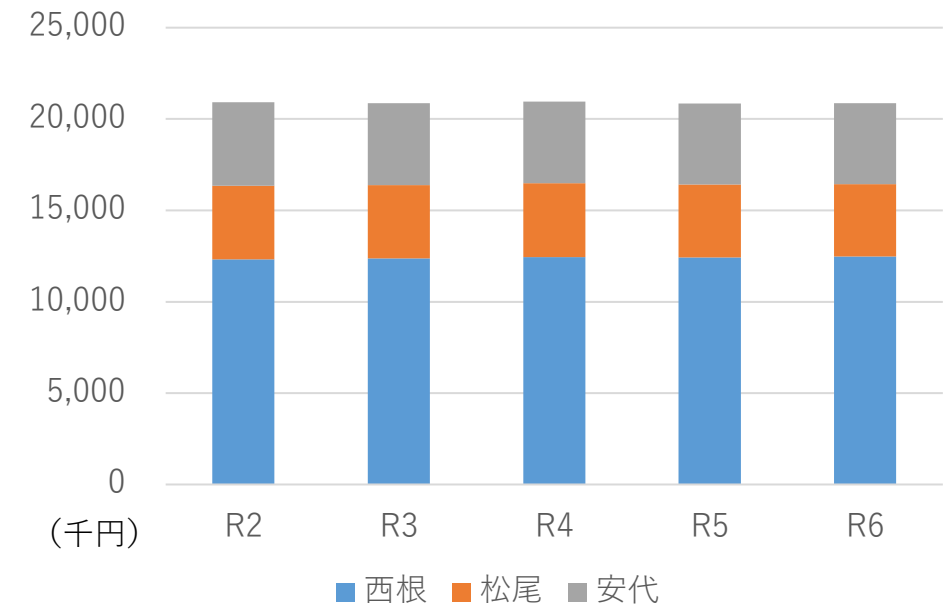
行政連絡員活動事業

◆行政連絡員報償総額

	西根	松尾	安代
R2	12,327千円	4,018千円	4,569千円
R3	12,366千円	4,011千円	4,482千円
R4	12,447千円	4,033千円	4,470千円
R5	12,429千円	3,985千円	4,439千円
R6	12,471千円	3,985千円	4,436千円

まちづくり推進課

行政連絡員報償費の推移



コミュニティバス運行事業

まちづくり推進課

コミュニティバス運行事業

まちづくり推進課

◆路線バスが運行していない地域住民の移動手段を確保するため、コミュニティバスを運行。

- ・ **西根・松尾地区コミュニティバス**：西根4路線、松尾2路線運行、1乗車100円
- ・ **安代地区コミュニティバス**：荒沢3路線、田山3路線、浄法寺路線（廃止代替路線）、1乗車100円
（二戸市内降車は200円。田山地域については、定時定路線とデマンドの混合運行を実施）
- ・ **地域内幹線バス**：兄畑駅－荒屋新町－市立病院を運行。JR花輪線の空白時間帯に毎週火金1往復の運行
（田山、荒沢、西根松尾のエリアを跨ぐたびに100円→300円→500円）

◆公共交通施策に関し協議を行う八幡平市地域公共交通活性化協議会を主催、運営。

コミュニティバス運行事業

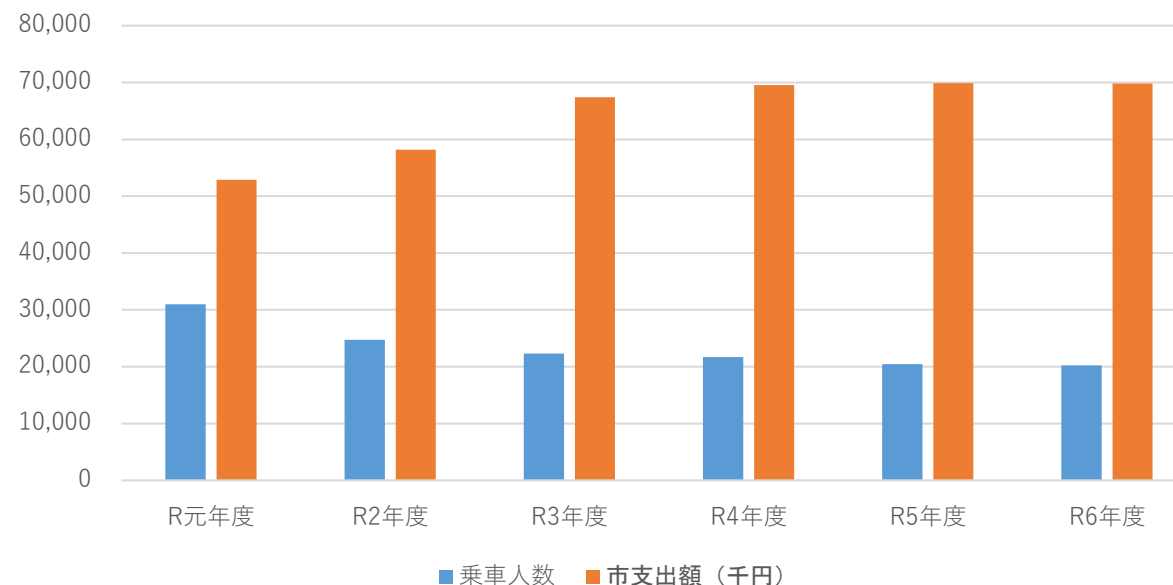
まちづくり推進課

各バス運行の乗車人数と経費の推移

●西根・松尾地区コミュニティバス

	乗車人数	市支出額（千円）
R1	30,952	52,866
R2	24,745	58,176
R3	22,314	67,394
R4	21,669	69,520
R5	20,460	69,905
R6	20,241	69,840

乗車人数と市支出額の推移



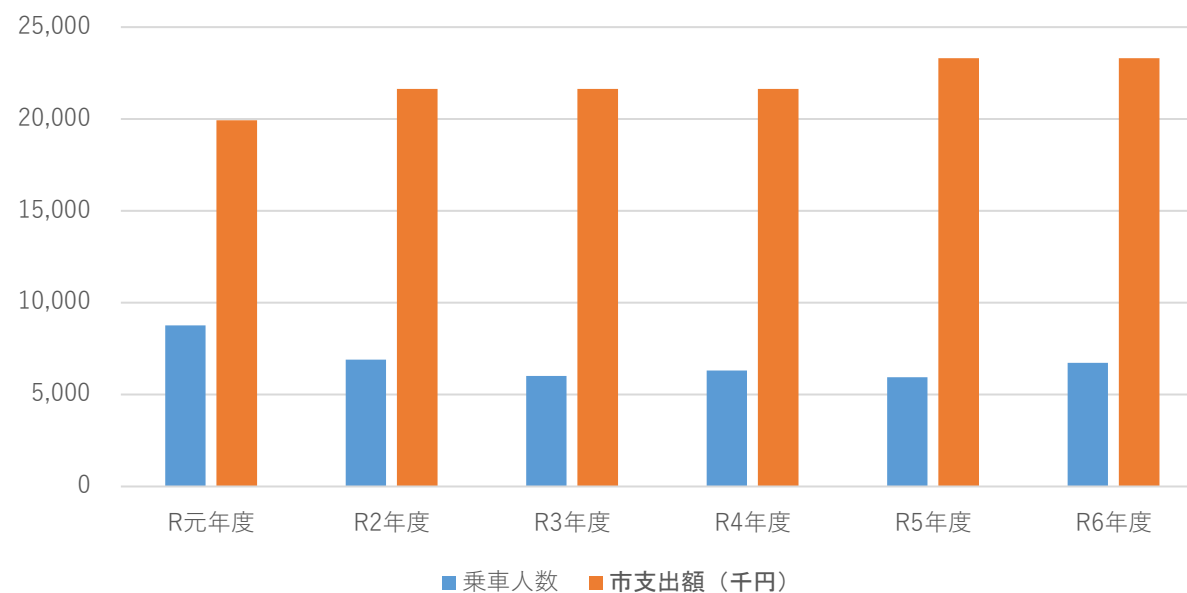
コミュニティバス運行事業

まちづくり推進課

●安代地区コミュニティバス

	乗車人数	市支出額（千円）
R1	8,760	19,924
R2	6,903	21,642
R3	6,022	21,642
R4	6,311	21,642
R5	5,947	23,313
R6	6,725	23,313

乗車人数と市支出額の推移



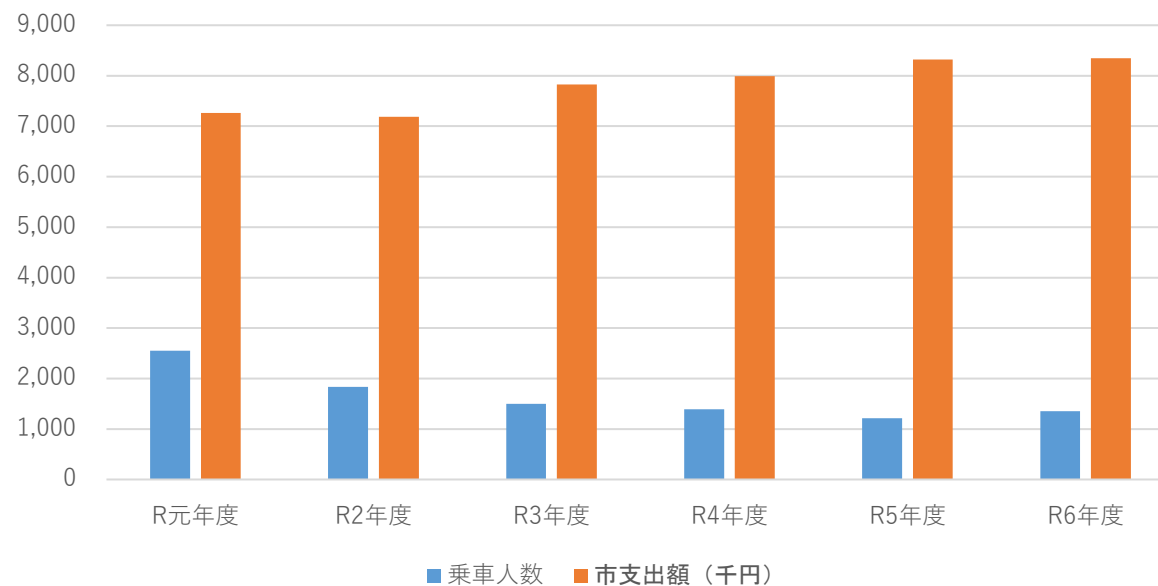
コミュニティバス運行事業

まちづくり推進課

●地域内幹線バス

	乗車人数	市支出額（千円）
R1	2,554	7,260
R2	1,834	7,189
R3	1,496	7,829
R4	1,392	7,989
R5	1,214	8,324
R6	1,356	8,345

乗車人数と市支出額の推移



公共交通機関利用促進事業

まちづくり推進課

公共交通機関利用促進事業

まちづくり推進課

◆花輪線利用促進協議会への参画

- ・協議会の成り立ち、目的

JR東日本花輪線整備・利用促進期成同盟会を前身とし、JR・沿線自治体が一体となり花輪線の利用促進を図ることを目的に平成21年に設立。

- ・協議会の構成（R6,7は事務局：八幡平市）

正会員：**盛岡市、滝沢市、八幡平市、鹿角市、大館市**、岩手県、秋田県、JR盛岡支社（**太字**は負担金あり）

賛助会員：大鰐町、小坂町、北秋田市、上小阿仁村、IGR、沿線商工・観光団体

- ・協議会の活動等

花輪線をテーマとしたシンポジウムの開催（R1）

花輪線90周年記念号運行へのおもてなし事業の実施（R3）

花輪線利用促進駅カード事業の実施（R5）

花輪線サイクルトレイン実証実験の実施（R6）

協議会ホームページ「花輪線に乗ろうよ」の管理、運営（通年）

◆公共交通機関の利用促進、生活交通の確保

- ・路線バス運行事業費補助

- ・花輪線利用促進事業（R6年度事業：花輪線利用登録システム構築）

公共交通機関利用促進事業

まちづくり推進課

花輪線各駅の乗客人数（1日平均）

駅名	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
大更駅	246	196	194	182	188
荒屋新町駅	46	42	37	無人化、数値なし	無人化、数値なし
湯瀬温泉駅	18	14	無人化、数値なし	無人化、数値なし	無人化、数値なし
鹿角花輪駅	193	197	179	161	154
十和田南駅	146	138	129	120	無人化、数値なし
東大館駅	無人化、数値なし	無人化、数値なし	無人化、数値なし	無人化、数値なし	無人化、数値なし

花輪線平均通過人員の推移

	S62年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
好摩～荒屋新町	1,561	418	334	348	346	352
荒屋新町～鹿角花輪	915	78	60	58	55	62
鹿角花輪～大館	1,646	537	524	486	448	441

コミュニティ助成事業（宝くじ）

まちづくり推進課

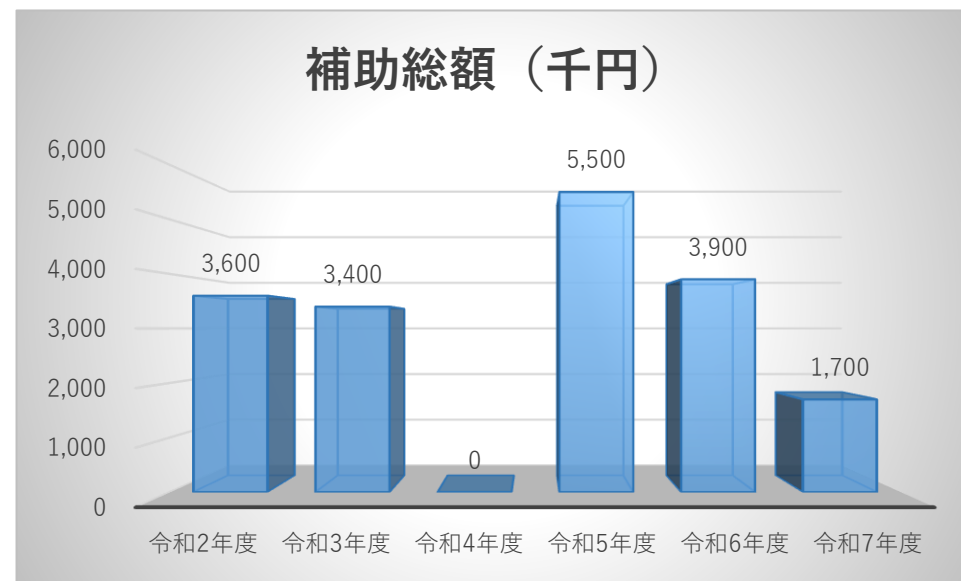
コミュニティ助成事業

まちづくり推進課

一般財団法人自治総合センターによる宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力のある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的として実施

各地区ごとの事業件数

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
西根	0	0	0	1	0	0
松尾	1	0	0	1	0	0
安代	1	2	0	1	2	1



コミュニティ助成事業



まちづくり推進課

コミュニティ助成事業

- (1) 一般コミュニティ事業
- (2) コミュニティセンター助成事業
- (3) 地域防災組織育成助成事業
 - ア 自主防災組織育成助成事業
 - イ 消防団育成助成事業
 - ウ 女性防火クラブ育成助成事業
 - エ 幼年消防クラブ育成助成事業
 - オ 女性消防隊育成助成事業
 - カ 少年消防クラブ育成助成事業
- (4) 青少年健全育成助成事業
- (5) 地域づくり助成事業
 - ア 共生の地域づくり助成事業
 - イ 活力ある地域づくり助成事業
- (6) 地域の芸術環境づくり助成事業
- (7) 地域国際化推進助成事業

事業実施主体

- (1) 市又はコミュニティ組織
- (2) //
- (3)
 - ア 市又は自主防災組織
 - イ 市、一部事務組合等
 - ウ //
 - エ //
 - オ //
 - カ //
- (4) 市又はコミュニティ組織
- (5)
 - ア 市
 - イ 市、実行委員会等
- (6) 市、実行委員会等
- (7) コミュニティ国際交流組織

助成金

- (1) 100万円から250万円まで
- (2) 3/5以内の額、1500万円まで
- (3)
 - ア 30万円から200万円まで
 - イ 50万円から100万円まで
 - ウ 100万円まで
 - エ 40万円まで
 - オ 100万円まで
 - カ 100万円まで
- (4) 30万円から100万円まで
- (5)
 - ア 1000万円(ソフト500万円)まで
 - イ 200万円まで
- (6) 500万円まで
- (7) 200万円まで

コミュニティ助成事業



R2一般コミュニティ助成事業
舘市地区振興協議会
除雪機
110万円

まちづくり推進課



R2一般コミュニティ助成事業
八幡平市松尾地区地域振興協議会
地区まつり等運営備品
250万円

コミュニティ助成事業

まちづくり推進課



R3一般コミュニティ助成事業
田山地域振興協議会
除雪機
170万円



R3一般コミュニティ助成事業
荒屋地区振興協議会
荒屋ナニヤトラ盆踊り伝承事業
170万円

コミュニティ助成事業



R5一般コミュニティ助成事業
上町町内会
掲示BOX設置事業
210万円

まちづくり推進課



R5一般コミュニティ助成事業
五日市振興協議会
除雪機
120万円

コミュニティ助成事業



まちづくり推進課



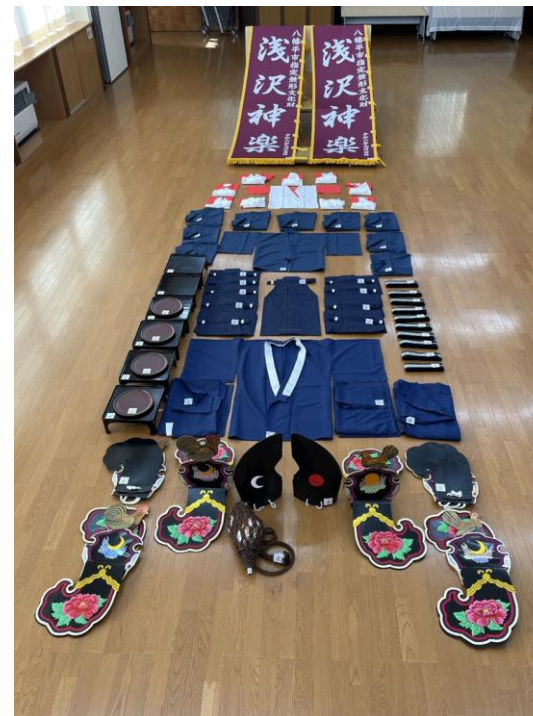
R5一般コミュニティ助成事業
北寄木自治会
コミュニティ活動備品整備（イス、テーブル等）
220万円

コミュニティ助成事業



R6一般コミュニティ助成事業
荒屋地区振興協議会
荒屋なにやとやら盆踊り備品整備事業
140万円

まちづくり推進課



R6一般コミュニティ助成事業
浅沢地域振興協議会
浅沢神楽備品整備事業
250万円

地域おこし協力隊事業

まちづくり推進課

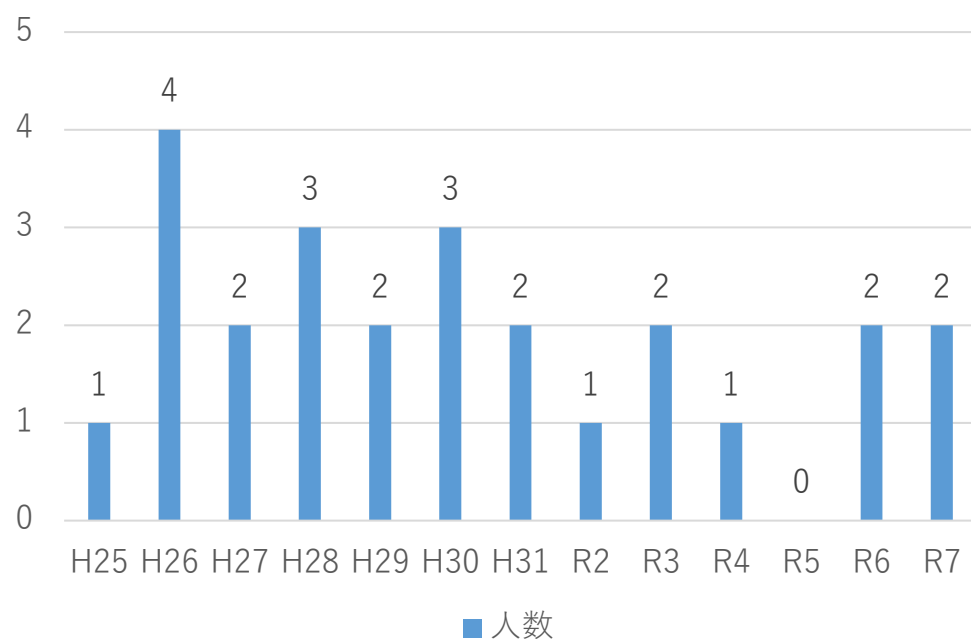
地域おこし協力隊事業

まちづくり推進課

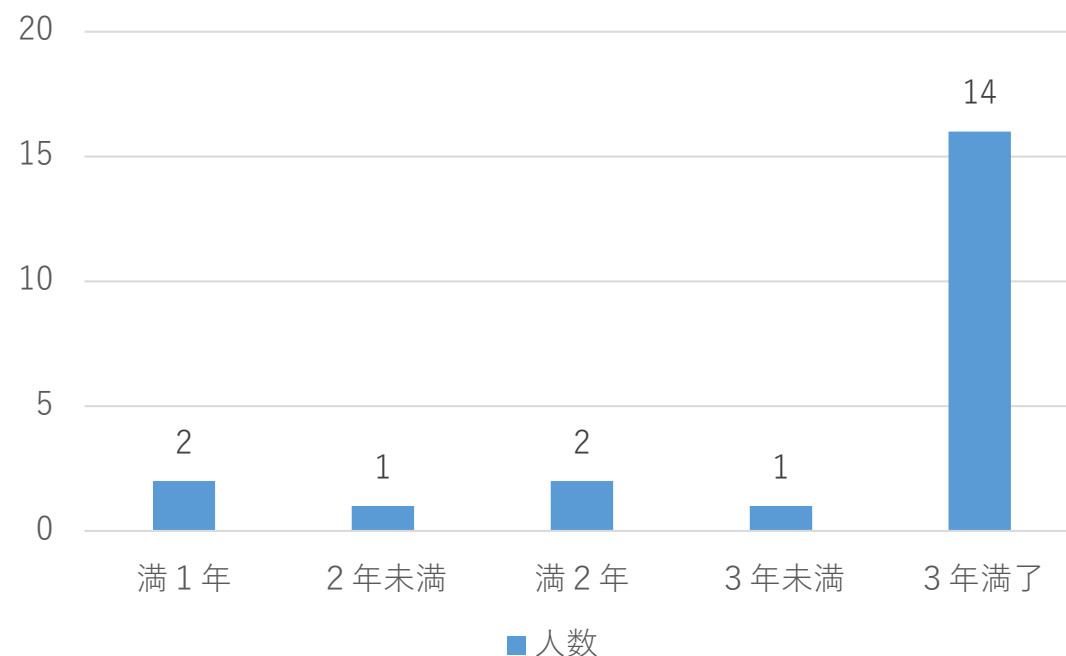
本市地域おこし協力隊事業は、地域外の人材を活用し、地域の活性化に必要な施策を推進するとともに、本市への定住・定着を促進することを目的として平成25年から受入れを開始しました。令和7年度までに25名を任用し、退任後の本市への定着率は約58%となっています。なお、協力隊は次に掲げる活動に従事することが求められます。

- (1)農林水産業の支援活動 (2)観光振興の支援活動 (3)水源・環境保全の支援活動
(4)住民生活及び地域交流の支援活動 (5)その他市長が必要と認めた活動

年度別採用人数



退任までの任用期間人数 (令和7年3月末まで)



地域おこし協力隊事業

◆活動事例



東京2020オリンピックホストタウン・ルワンダ選手団受入れ支援



移住定住情報発信（まちまantai通信）



移住コーディネーター



IT活用による市情報発信の促進



馬を活用した循環型社会の形成

定住促進事業

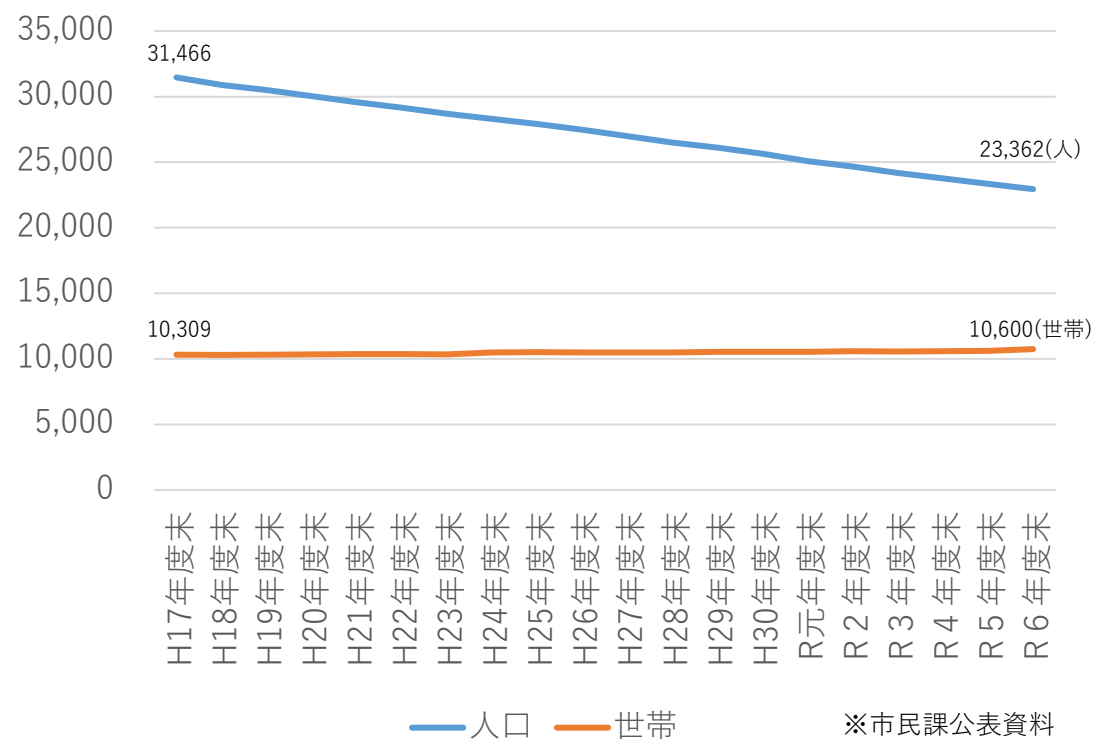
まちづくり推進課

定住促進事業

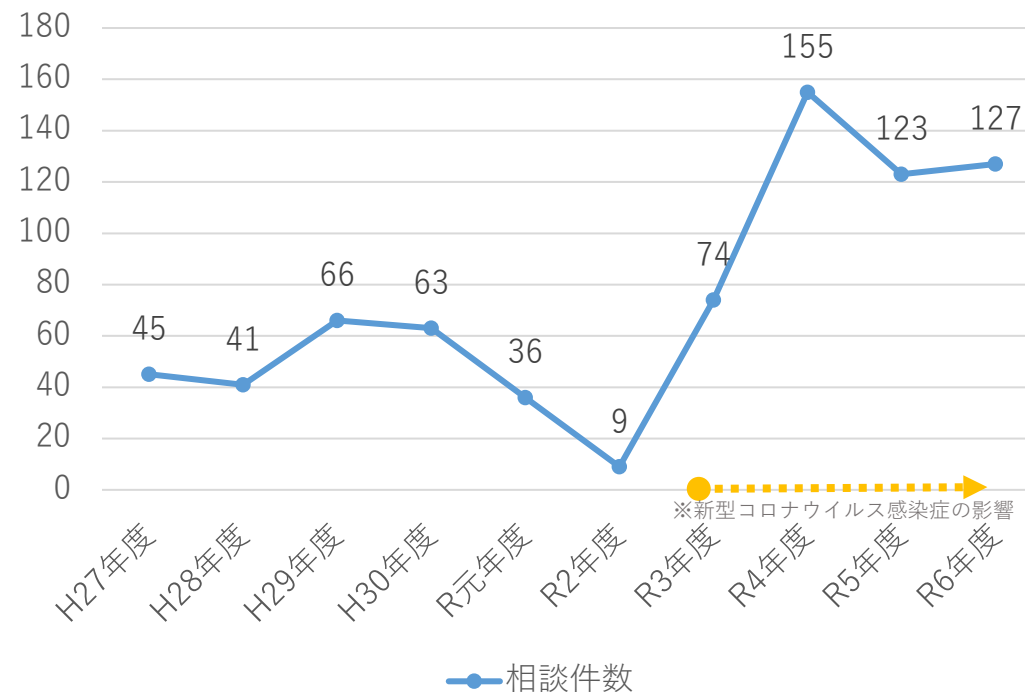
まちづくり推進課

市の人口は、八幡平市が誕生した平成17年度末では31,466人でしたが、令和6年度末には23,362人まで減少し、減少率は約26%となっています。市は急激な人口減少を少しでも緩和するために、移住希望者への相談体制を強化するとともに、市民の地元愛着度向上を目指して「はちまんたい通信」による地域情報の発信を行っています。

人口と世帯数

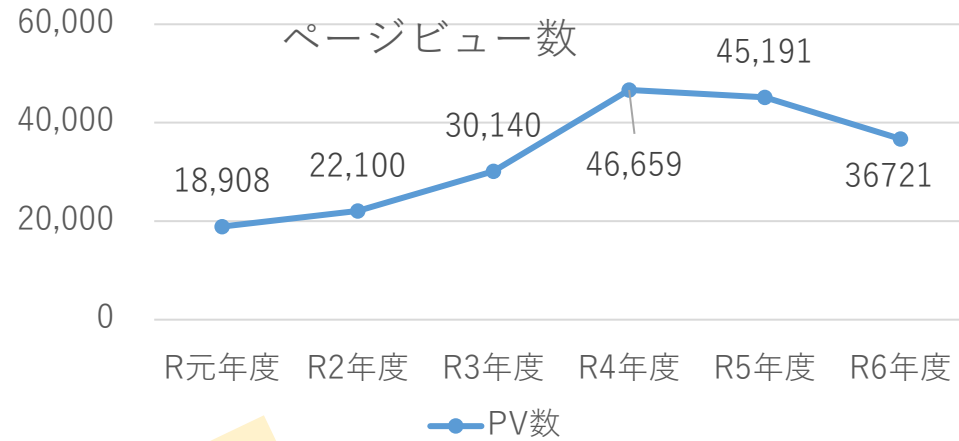


移住相談件数



定住促進事業

はちまんたい通信BLOG



はちまんたい通信BLOG



移住者インタビュー

まちづくり推進課

移住相談イベント



LINE移住相談

移住支援金

八幡平市への移住をご検討の方へ

LINEでの相談はじめました

八幡平市への移住について
LINEアプリからお問い合わせいただけます。
移住コーディネーターが直接お答えします。

LINE友だち追加方法

右のQRコードを
スキャン！
またはLINEアプリの
検索から
移住相談【岩手県八幡平市】
もしくは
@809yvqlu を検索してください。

アカウント名 移住相談【岩手県八幡平市】
を友だち追加、トークからお問い合わせ内容
を入力してください。

【八幡平市 まちづくり推進課】

R4年度
10件

《出展例》

- ・東北移住＆つながり大相談会
- ・いわておかえりプロジェクト
- ・ふるさと回帰フェア
- ・盛岡エリア暮らしホンネトーク
- ・ふるさと回帰支援センター出張相談会

子育て加算がさらにUP!

岩手県移住支援金

2023年4月1日より、世帯の中に18歳未満の子がいる場合には、その1人につき100万円が加算されます！

世帯 (18歳未満の子がいない)	単身
100万円	60万円

子育て世帯 (18歳未満の子がいる)

100万円

プラス子ども一人につき100万円
(0歳未満の4月1日時点(18歳未満))

※移住要件
岩手県23区に在住、または東北圏(※条件不利地域を除く)に在住し東京23区に通勤、
いずれも最近10年間のうち通算5年以上(最近1年間を必ず含む)。

※移住支援金
※次のいずれかに該当

- ・県内企業への就職
- ・テレワーク
- ・起業する
- ・開業人口

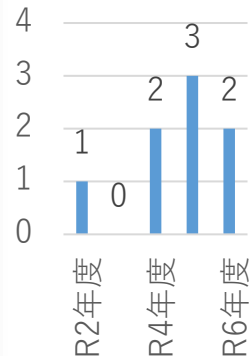
※県内4年以内に移住した方
子育て加算は子ども1人につき50万円です。
(※通算は10年間で、
転入してから5年以内に申請してください)

※岩手県23区に在住しない中京圏在住の方
東京圏の通勤距離から車以上の方で50歳以下の方は「いわて移住支援金」の対象となる可能性があります(※岩手県は5年未満でも支給対象あり)。要件をご確認ください。

お問い合わせはこちら
岩手県まちづくり推進課・岩手労働局
移住支援センター
(岩手県盛岡市山内10-1)
電話: 019-829-5557
mail: AF0005@pref.jp

ご自身のお住居について
(住手県民税リポート)
移住支援金制度を申請する
マッピングサイト「シゴトバカラ」はこちら

移住支援金
支給件数



■ 支給件数

関係人口創出事業

まちづくり推進課

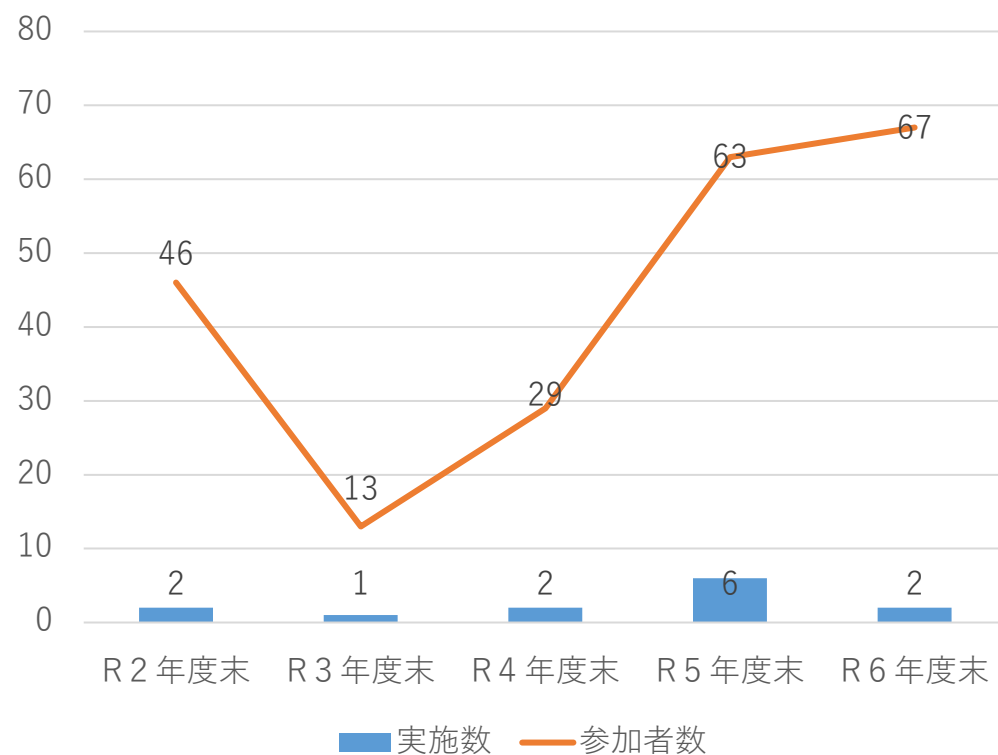
関係人口創出事業

まちづくり推進課

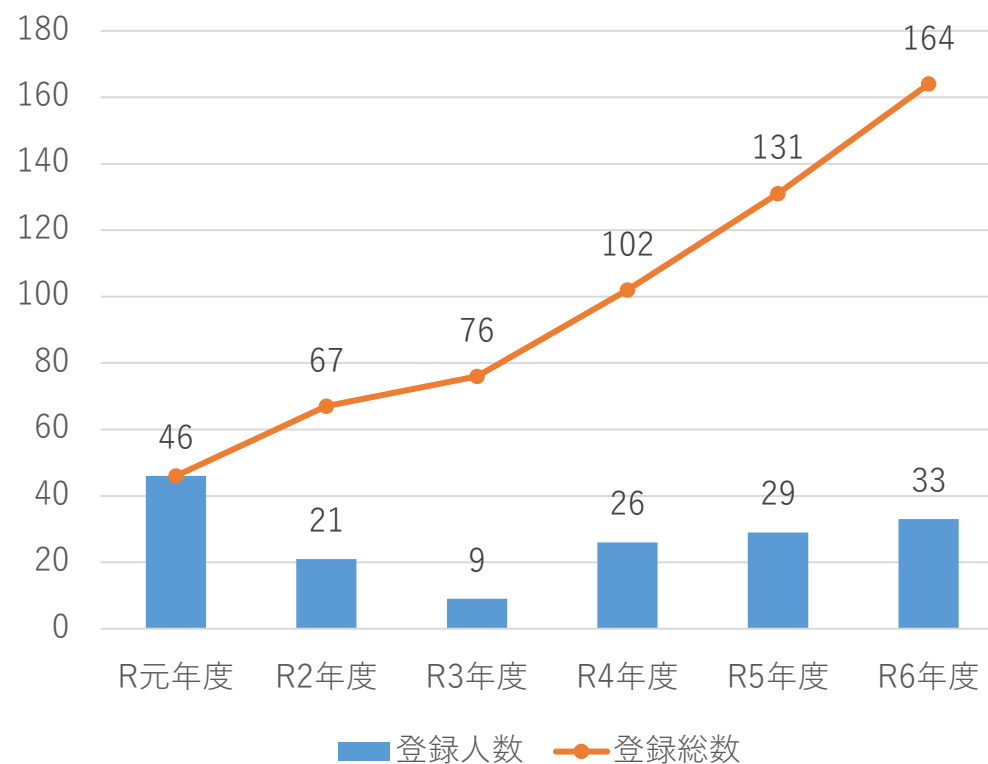
「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉です。

市では、新たな変化を生み出す都市部などの人材との関わりを創出し、市のFANを増やすことを目的として、関係人口創出イベントの実施や、応援市民の登録を進めています。

関係人口創出イベント



応援市民登録数



関係人口創出事業

まちづくり推進課



関係人口創出イベント



ふるさと大使事業

まちづくり推進課

八幡平市のふるさと大使

ふるさと大使は、首都圏などで市の観光や物産などに関する情報を発信するとともに、市の発展に役立つ情報の提供や助言をいただくことを目的に活動しており、現在は15名の方に委嘱し、活動していただいています。

氏 名	経歴・職業など	氏 名	経歴・職業など
三ヶ田 礼一	アルペールビルオリンピック ノルディック複合 金メダリスト	伊藤 彰	八幡平ふるさと会 会長
平野 正人	声優	澤田 知可子	歌手
小林 辰也	八幡平ふるさと会 副会長	漆原 栄美子	歌手
伊藤 勝美	八幡平ふるさと会 役員	三上 清秀	八幡平ふるさと会 副会長
白川 博春	八幡平ふるさと会 顧問	工藤 豪	小学校教諭・音楽家
高橋 和一	八幡平ふるさと会 副会長	兒玉 則浩	会社役員／IoT次世代施設園芸 (温泉バジル)
田村 建士	会社役員	小野崎 研郎	会社員／「地熱発電のふるさと八幡平市」啓発活動
小武方 弘之	学校職員		
計 15 名			

まちづくり推進課

任 期 2 年間

主な活動事例

○SNS投稿や首都圏イベントで市の魅力を紹介。

○メディアなどで市の魅力を紹介。
○季刊誌などで市の名所紹介記事を掲載。

○セミナー等で講師を行う折に県及び市の魅力を紹介。

○市内で開催されたイベントに参加し、その様子をSNSなどで紹介。

八幡平市のふるさと大使

ふるさと大使の名刺

市はふるさと大使に市の名刺を作成して配布。
活動の折に活用していただいている。

まちづくり推進課

ふるさと大使の活動写真

全国各地で市の魅力発信し、市長との懇談会では市の最新情報や各地の情報を共有する場としている。



N P O 法人認証事業

まちづくり推進課

八幡平市のNPO法人認証

まちづくり推進課

市は平成28年度に岩手県から権限移譲を受け、NPO法人（特定非営利活動法人）の認証等手続きを行っています。市内では7団体（令和7年4月現在）が法人として認可され活動しています。

NPO

NPO（非営利組織）とは…

地域や社会の課題解決を目的に活動する民間の組織。

例：ボランティア団体、社会福祉法人、社団法人、医療法人、地縁団体、学校法人、財団法人、政党、宗教法人特殊法人、生活協同組合、労働組合、同窓会など

NPO法人（非営利活動団体）
特定非営利活動法促進法（NPO法）により、法人格を取得した団体



八幡平市内の
NPO法人

令和4年3月からオンライン
手続きが一部利用可能。

【手続き】

- 設立認証
- 定款変更
- 事業報告書等の提出
- 仮理事選任
- 解散、合併

助言・監督

岩手県
(所轄庁)

八幡平市
(権限委譲市)

内閣府



報告等に基づき、
NPO法人の情報を公開

八幡平市のNPO法人認証

まちづくり推進課

八幡平市内のNPO法人（特定非営利活動法人）

団体名	主要な活動
まつぼっくり	地域で生活する障がい者（精神、身体）を支援するためのグループホームの運営、障がい児（者）に対する送迎サービス等の生活支援に関する活動等
そよかぜの家	就労継続支援B型、生活介護、共同生活援助、障がい者余暇活動支援等
七時雨いきいきネットワーク	青少年の健全な育成を図る事業（放課後児童クラブの運営）等
里・つむぎ八幡平	認証型デイサービスや共生型グループホームの運営等
あそぼっこ	学童保育クラブの運営、食育の関心醸成、地域連携ふれあい事業等
みみずく	市民の読書推進を図る事業（市立図書館の運営、イベント開催）等
八幡平安心サービス	ITの仕様による独居家庭の見守りサービス、高齢者のPC操作支援等

空き家バンク事業

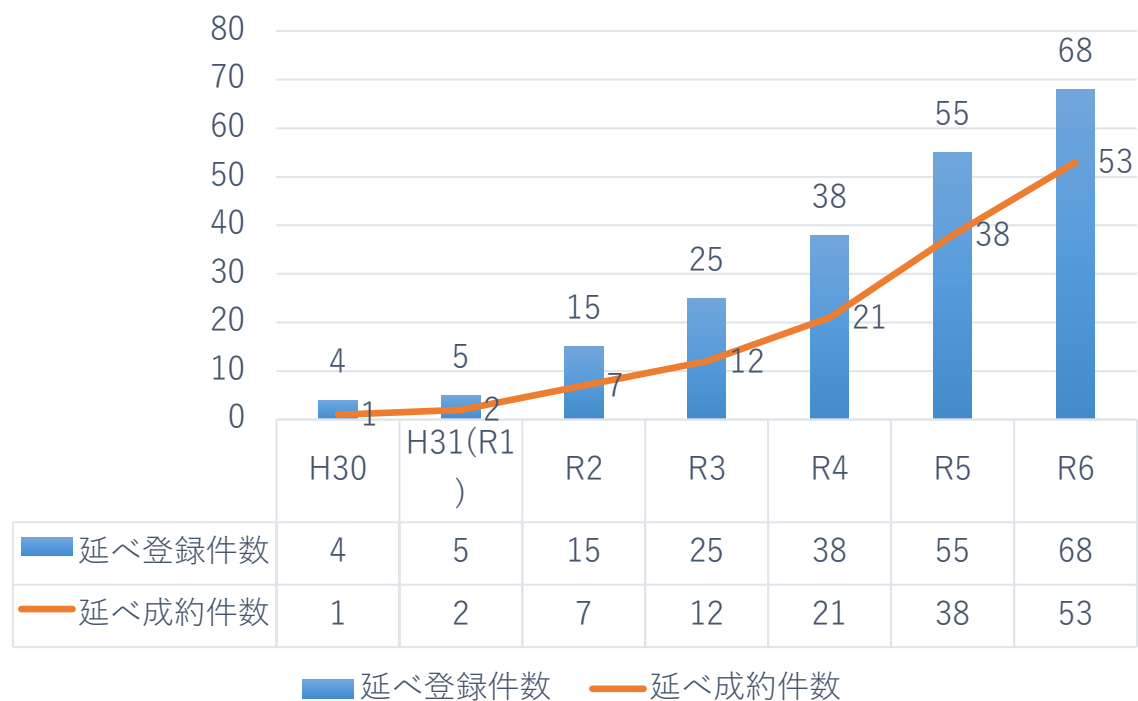
まちづくり推進課

八幡平市の空き家バンク

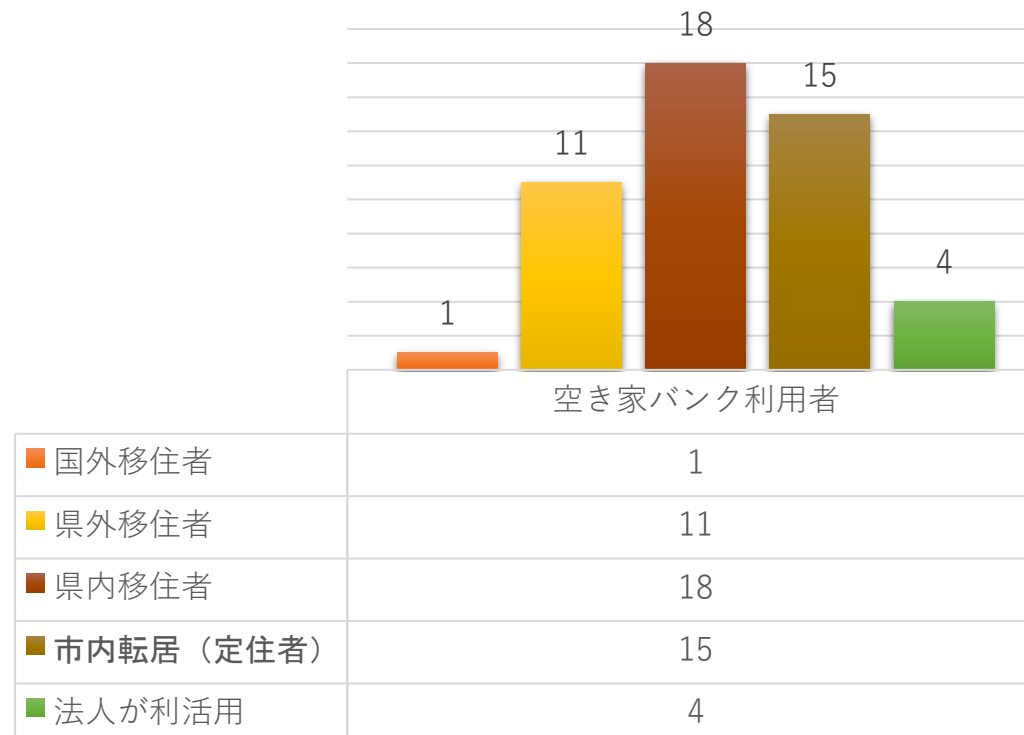
まちづくり推進課

空き家バンクとは市内にある空き家を売りたい、貸したい方の情報を市ホームページや公式SNS等に掲載して周知を行うことで、空き家を買いたい、借りたい方とのマッチングを行う制度です。

空き家バンク件数の推移



空き家バンクによる移住者等の内訳



八幡平市の空き家バンク

業務の内容（イメージ）



八幡平市 空き家バンク

登録できる物件

- 空き家（併用住宅含む）
- 空き店舗
- 倉庫
- 事務所

必要な書類

- 申請書、登録カード、誓約書
- 登記事項証明書等
- 物件立入承諾書

※登録には審査があります。

まちづくり推進課

連携・支援

仲介者との連携による流通の促進
補助金の交付、事業協力による金利優遇

住宅居金融支援機構と事業協力
フラット35（地域連携型）

八幡平市若者・移住者
住まい支援補助金

空き家バンク
仲介者と連携

情報発信

市HPや公式SNSなどで広く周知
利用者の相談受付

はちまんたい通信
（WEB・youtube）

納税通知書等の郵送
物にチラシ封入

八幡平市公式LINE

八幡平市
ホームページ

登録促進

空き家相談の受付や制度周知を実施

空き家に移住相談会
（東京開催）

空き家
状況確認調査

まちづくり
出前講座

空き家利活用
セミナー

宅地バンク事業

まちづくり推進課

八幡平市の宅地バンク

まちづくり推進課

宅地バンクとは、市内にある宅地（雑種地、原野、山林を含む）を売りたい方の情報を市ホームページや公式SNS等に掲載して周知を行うことで、住宅を建てるために土地が欲しい方とマッチングを行う制度です。

業務の内容（イメージ）



八幡平市 宅地バンク



登録できる物件

- 宅地
- 雑種地、原野、山林
(課税地目が宅地、雑種地)

必要な書類

- 申請書、登録カード、誓約書
- 登記事項証明書等
- 物件立入承諾書

※登録には審査があります。

再生エネルギー推進事業

まちづくり推進課

再生可能エネルギーの推進

まちづくり推進課

地熱発電のふるさと八幡平市

市は昭和41（1966）年10月8日に、日本最初の商業用地熱発電所として運転を開始した「松川地熱発電所」を擁しています。

松川地熱発電所からの熱水供給により、観光や農業などの産業活性を図ってきました。

豊富な自然環境や資源を活かし自然の恵みと共生する資源循環の取り組みを一層進めるため、再生可能エネルギーの拡充と、本市の特色である地熱エネルギーを活かして地域活性化を図り、地熱インフラを産業・観光振興ほか多面的に活用していくことを目指しています。

■基本情報

所在地	岩手県八幡平市
地域概況	- 盛岡市に隣接し、東北自動車道やJR花輪線が縦断するなど、アクセス性に優れた地域である。 - また、国内有数のスキースポットとして有名であり、十和田八幡平国立公園の豊かな自然にも恵まれている。



■取り組みの背景・認識した地域課題

繁栄を極めた鉱業が衰退して地域経済が停滞

地域課題	地域資源
地域産業の復興 八幡平市は、1970年以前は硫黄鉱山の採掘地として繁栄を極めた。鉱業が衰退し閉山した後、地域における新たな産業の創出が求められた。	地熱資源 鉱業の採掘技術を生かし、温泉開発が進められた。その際、地熱資源が発掘され、日本初の商用地熱発電所である松川地熱発電所が設立された。



▲旧松尾鉱山創業当時の風景



▲松川地熱発電所

■取り組み内容

地熱を発電だけでなく染色や農業など多様な産業に活用、さらに地熱による馬ふんの堆肥化で接点を持つ牧場と連携して、馬と自然が共生する景観を復活させ観光に生かすなど、多様な資源が循環するサーキュラーエコノミー形成を目指す

- 八幡平市では、地熱資源を発電に活用するだけでなく、地熱蒸気や温泉熱、温水を活用することで、地域の新たな産業・観光振興に力を入れている。
- 地熱発電や小水力発電といった再生可能エネルギーを活用した循環型社会の実現に加えて、地域の伝統文化や自然資源の評価を見直すことにより、人・生物・自然が共生する持続可能な地域の実現を目指している。

地熱資源の染色への活用 (㈱地熱染色研究所)

- 八幡平の豊富な地熱エネルギーを活かし、地熱蒸気による染色法を開発。「ジオカラー」と呼ばれる美しいグラデーションが織りなす染物を提供する。独自の技術と製品は海外からも注目を集めている。
- 八幡平国立公園の四季折々の自然からインスピレーションを得て、その色彩を布に表現することをテーマとしている。
- 地場産品土産や観光のみにとまらず、過去には岩手県庁や東京六本木でのファッションショーを開催している。



地熱資源の農業への活用 (㈱八幡平スマートファーム)

- 八幡平市の松川地熱発電所から供給される熱水を活用し、豪雪地帯においても季節に関わらず年間を通じて栽培ができる周年農業の実現を目指す。
- 具体的には、離農により未活用となった農業ハウスを再生し、熱水を暖房に利用したバジル栽培に取り組む。八幡平市と包括連携協定を結びスタートしたスマートファームプロジェクトを立ち上げ、縦型水耕栽培やIoT制御システムといった最新の農業技術を導入している。
- 地域資源を有効活用した「稼げる農業」を実践し、新規就農者参入にも結び付けていく。



地熱資源を生かした循環型農業の実践 (ジオファーム八幡平 (企業組合八幡平地熱活用プロジェクト))

- 競走馬を引退した馬を引き取り、引退後のアフターケアを行っている。
- また、八幡平の地熱を活かし、引退馬の馬ふんを堆肥化。馬ふんからできた堆肥はマッシュルーム栽培と親和性が高いことから、マッシュルームの生産・販売に取り組み、循環型農業の実現を目指している。
- さらに、海上コンテナを馬房に再活用するなど、既にある資源を生かすことを意識している。その他、菌床を脱プラに生かす研究も検討されているなど、今後の応用可能性への期待は大きい。



伝統文化・自然資源の見直し (MATOWA)

- 馬と生きてきた農耕の歴史が見直されつつある。MATOWA（馬と輪）は「馬を通して自然に触れる、人に触れる、自分に出会う」をコンセプトに、乗馬体験やワークショップなど、馬に関わる様々な体験を提供している。
- 八幡平市の安比高原でノシバやレンゲツツジの環境再生維持活動にも取り組み、馬と自然が共生する景観の復活を目指している。



再生可能エネルギーの推進

まちづくり推進課

八幡平市内再生可能エネルギー発電所 認可出力一覧

番号	区分	発電所名	認可出力 (kW)	稼働時期	稼働予定	備考
1	地熱	松川地熱発電所	23,500.0	昭和41年10月8日		令和7年設備更新 出力14,000kWに変更予定
2	地熱	松尾八幡平地熱発電所	7,499.0	平成31年1月29日		
3	地熱	安比地熱発電所	14,900.0	令和6年3月1日		
4	地中熱	八幡平市役所	388.8	平成26年11月		97.2kW×4台
5	地中熱	八幡平市立病院	970.0	令和2年8月1日		297kW×2台、280kW×1台、28kW×2台、40kW×1台
6	水力	北ノ又発電所	7,000.0	昭和58年10月		岩手県企業局
7	水力	北ノ又第二発電所	3,400.0	平成元年10月		岩手県企業局
8	水力	松川発電所	4,600.0	平成8年10月		岩手県企業局
9	水力	柏台発電所	2,700.0	平成14年10月		岩手県企業局
10	水力	北ノ又第三発電所	61.0	平成22年2月		岩手県企業局 2030.1までFIT
11	水力	明治百年記念公園小水力発電所	9.9	平成23年10月8日		八幡平市
12	水力	松川小水力発電所	37.0	平成28年4月27日		シン・エナジー（株）（旧：洸洋電気） 下流
13	水力	松川第一小水力発電所	49.9	平成30年4月12日		松川土地改良区 上流
14	風力	稲庭田子風力発電所			令和8年運開予定	グリーンパワーインベストメント 最大94,500kW（4,200kW級が最大24基）うち7基
15	風力	稲庭風力発電所			令和10年運開予定	稲庭ウインド合同会社（インベナジー・ウインド） 最大115,600kW（4,200kW級が最大32基）うち4基
16	バイオマス	大更バイオマス発電所（仮称）			令和9年1月運開予定	株式会社八幡平ネクストエナジー 7,100kW予定
17	太陽光	総合運動公園体育館	21.8	平成27年12月24日		岩手県公共施設再生可能エネルギー等導入事業
18	太陽光	松尾コミュニティセンター	9.4	平成27年12月24日		岩手県公共施設再生可能エネルギー等導入事業
19	太陽光	安代診療所	10.4	平成27年12月24日		岩手県公共施設再生可能エネルギー等導入事業
20	太陽光	岩手県八幡平市メガソーラー発電所	1,990.0	令和元年度		株式会社アジアインフォネット（東京都）
21	太陽光	八幡平市大更太陽光発電所	1,979.4	平成29年12月15日		オリックス株式会社（東京都）（←新田組から）
22	太陽光	LS岩手八幡平太陽光発電所	6,000.0	令和3年12月25日		株式会社タカラレーベン（←エフビットから）
23	太陽光	八幡平市太陽光発電所（仮称）	1,999.9	令和5年12月		G E M M合同会社（←合同会社OTSから）
24	太陽光	株式会社シリコンプラス八幡平発電所	99.9	令和6年10月		株式会社シリコンプラス

令和7年4月30日現在の認可出力合計：77226.3kW（地熱：45,899.0kW、地中熱：1,358.8 kW、水力：17,857.8 kW、太陽光：12,110.7 kW） ※太陽光発電所は50kW以上の施設のみ

八幡平市の地球温暖化対策

環境行政を取り巻く状況は年々厳しさを増しており、私たちは多くの問題に直面しております。これらの課題に対し、国際社会はSDGs（持続可能な開発目標）の設定やパリ協定の採択など、温室効果ガスの排出削減をはじめ、資源循環や自然共生などを取り入れた具体的な目標を共有し、取り組みを進めております。

国においても環境省が、「2050年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体」を『2050年ゼロカーボンシティ』と定めています。

本市は、令和2年2月19日の令和2年八幡平市議会第1回定例会において、田村正彦前市長が施政方針演述の中で「2050年ゼロカーボン」に取り組むことを宣言しました。

まちづくり推進課



岩手県八幡平市長 田村 正彦 殿

貴市におかれましては、この度、自治体として2050年の温室効果ガスの実質排出量ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指すことを表明されました。今回の貴市の表明をもちまして、ゼロカーボンシティは国内で64自治体となりました。我が国としてのパリ協定の目標達成に向け、大変心強く感じております。

先日、国内各所に甚大な被害を及ぼした巨大台風の事例は記憶に新しいところですが、温室効果ガスの増加に伴い、今後、このような水害等の更なる頻発・激甚化などが予測されております。こうした事態は、もはや「気候変動」ではなく、私たちの生存基盤を揺るがす「気候危機」と表現すべき事態と考えております。

2015年に合意されたパリ協定では「平均気温上昇の幅を2度未満とする」目標が国際的に広く共有されました。この目標の達成に向けては、各国政府関係者の努力はもとより、地方自治体を始めとしたあらゆる主体、ノン・ステート・アクターの取組が極めて重要です。

環境大臣として、スペイン・マドリードで開催されたCOP25で発信し、国際的にも高く評価されたところです。こうした日本国内の力強い取組をしっかりと発信するとともに、パリ協定の目標達成に向け、貴市及び他のゼロカーボンシティとともに取組のさらなる具体化に努めてまいります。

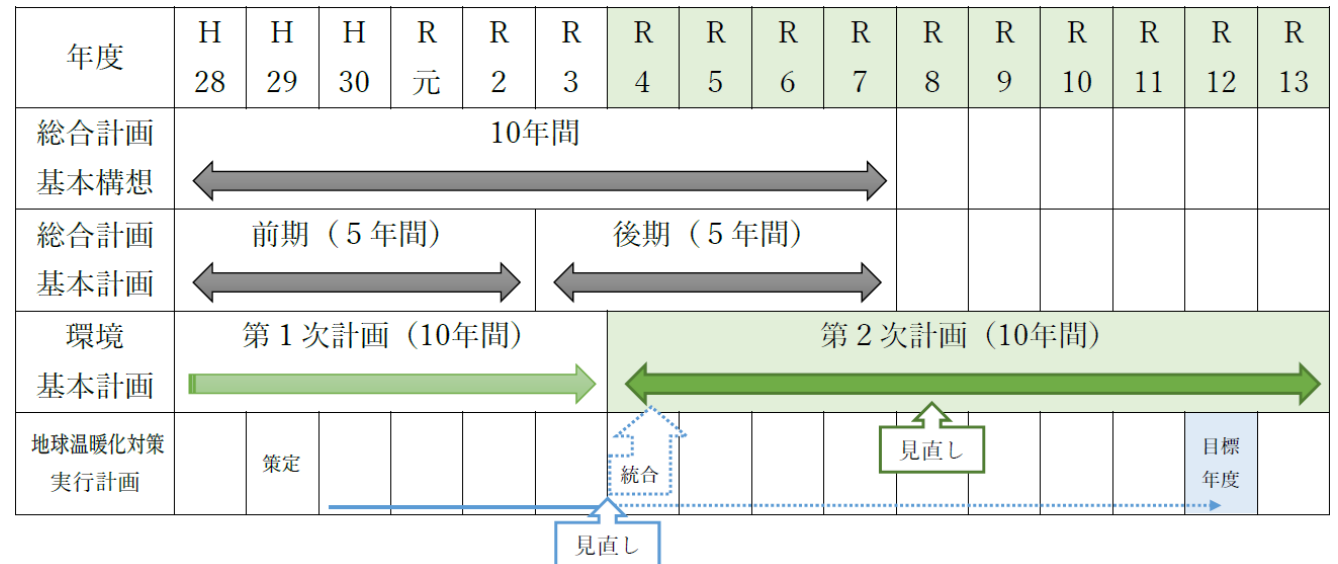
環境大臣 小永 進一

八幡平市の地球温暖化対策

まちづくり推進課

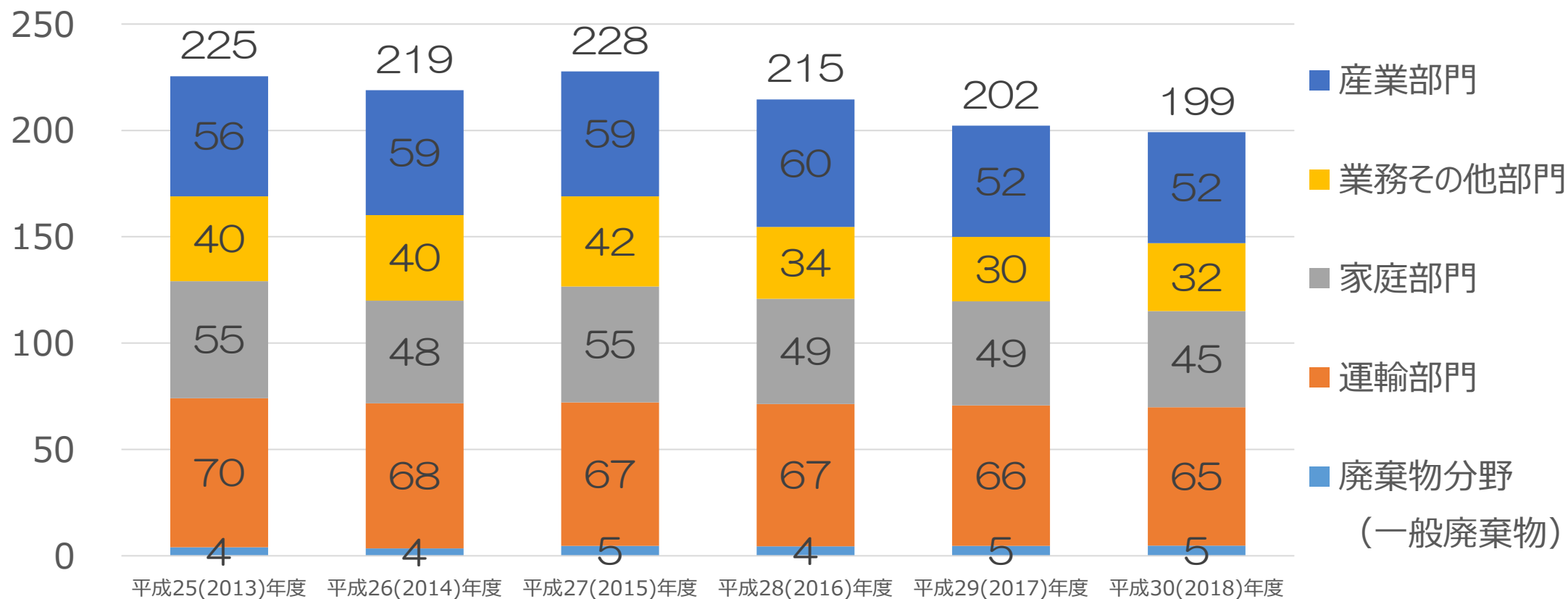
本市では、環境の保全と創造に取り組み、豊かな自然の恵みを享受する八幡平市の未来像「農(みのり)と輝(ひかり)の大地」の創出に努め、環境への負荷の少ない持続的に発展ができる社会を構築し、将来の世代に継承していくため、平成22（2010）年3月に「八幡平市環境基本条例」を制定し、平成24（2012）年3月には、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市の環境施策の指針となる「八幡平市環境基本計画」を策定し、各種施策を推進してきました。

令和3（2021）年3月には、計画の方向性を維持しながら、持続的な取組を強化するため、平成30（2018）年に策定した「八幡平市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を内包する形で計画の見直しを行い、「第2次八幡平市環境基本計画」を策定しました。



本市における温室効果ガス排出量の推移

(千t-CO₂)



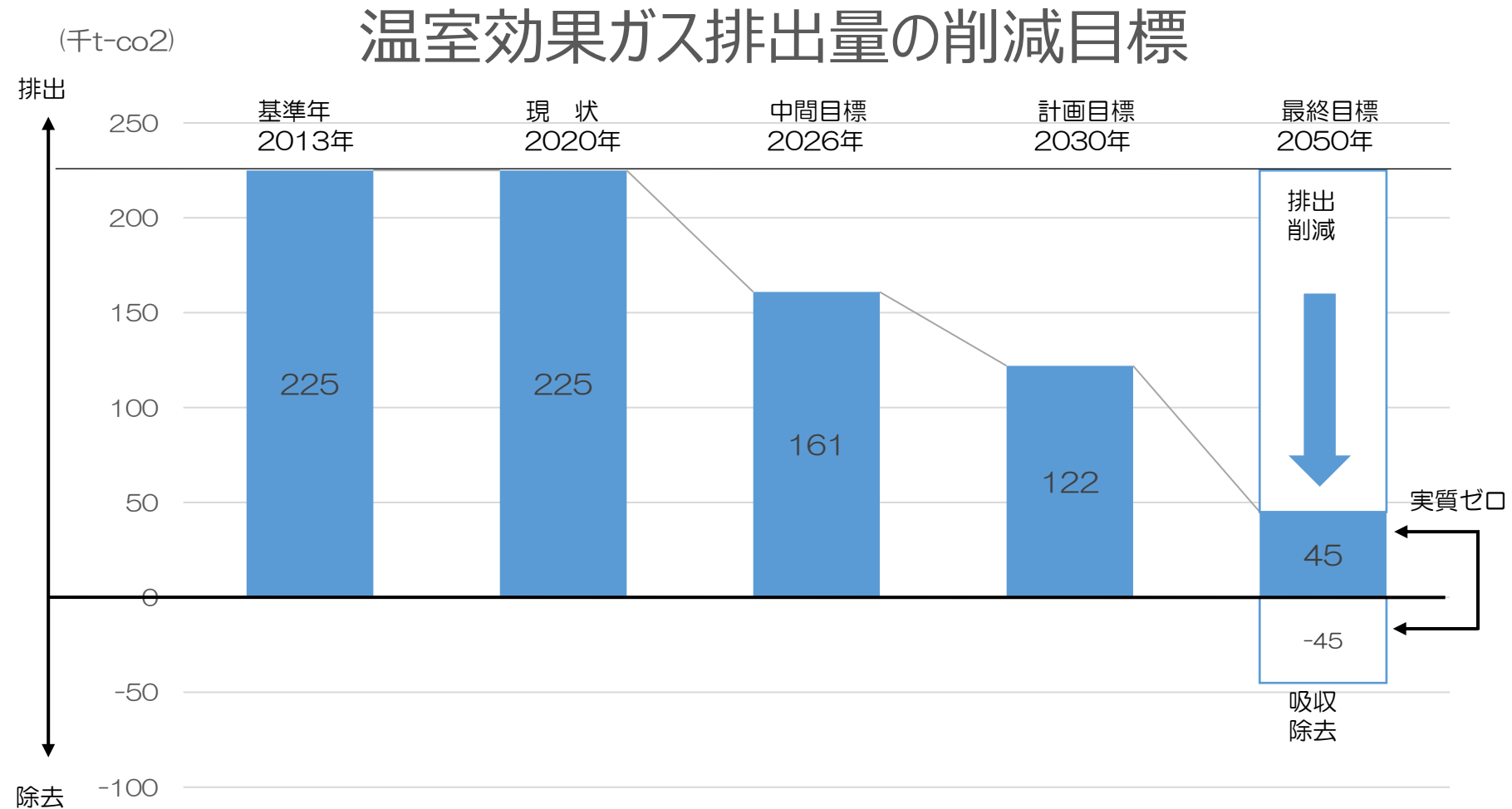
ゼロカーボンシティ実現に向けた取組施策の成果指標

指 標	現状 (令和2(2020)年度)	中間目標 (令和8(2026)年度)	計画目標 (令和13(2031)年度)	最終目標 (令和32(2050)年度)
温室効果ガス排出量の削減率 (基準年度：平成25(2013)年度 温室効果ガス排出量 225千t-CO ₂)	(平成30(2018)年度) 11.5% (199千t-CO ₂)	28.5% (161千t-CO ₂)	46.0% (122千t-CO ₂)	80.0%
市の事務事業により排出される※1 温室効果ガス排出量の削減率 (基準年度：平成25(2013)年度 温室効果ガス排出量 15,329t-CO ₂)	-0.5% (15,248t-CO ₂)	38.0% (9,468t-CO ₂)	53.0% (7,205t-CO ₂)	※ 3
区域の再生可能エネルギー導入状況※2	16,523kW	31,423kW	46,323kW	※ 3
地熱温水活用インフラ利用事業件数	707件	726件	730件	※ 3
市有林における再造林面積(各年度)	67ha	30ha	30ha	※ 3

※ 1 八幡平市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の対象施設からの排出量

※ 2 FIT制度による区域の再生可能エネルギーの設備容量の導入状況

※ 3 上位計画である総合計画の見直しに合わせ、指標の検討を行う。



八幡平市の地球温暖化対策

まちづくり推進課

①省エネルギー対策の推進（主なもの）

【市の取り組み】

- ・節電や節水等の省エネルギー・省資源に関する取り組みの啓発、情報提供
- ・自動車のアイドリングストップやエコドライブ、低公害車の導入の推進
- ・温室効果ガスの削減効果を公表し、市民・事業者への普及啓発
- ・徒歩や自転車、公共交通機関の利用を促進 など

【市民へのお願い】

- ・家庭における省エネルギーに関する取り組み
- ・自動車のアイドリングストップやエコドライブに努め、自動車の更新時には低公害車の導入についての検討
- ・できる範囲での徒歩や自転車、公共交通機関等の利用 など

【事業者へのお願い】

- ・事業所における省エネルギーに関する取り組み
- ・効率の良い生産工程や省エネルギー型の設備・機器の導入
- ・自動車のアイドリングストップやエコドライブに努め、自動車の更新時には低公害車の導入についての検討
- ・通勤の手段として、徒歩や自転車、公共交通機関の利用を促進 など

八幡平市の地球温暖化対策

まちづくり推進課

②森林の保全（主なもの）

【市の取組み】

- ・森林の適正管理を促進し、二酸化炭素の吸収能力の向上の対策
- ・間伐材等の有効利用と県（市）産材の利用の促進 など

【市民へのお願い】

- ・薪・ペレットストーブの導入等による間伐材等の利用の検討 など

【事業者へのお願い】

- ・林地残材や製材端材等の有効活用の検討
- ・県（市）産材の率先使用の検討 など



八幡平市の地球温暖化対策

③再生可能エネルギーの推進・活用（主なもの）

【市の取組み】

- ・市民や事業者に対し、再生可能エネルギーの利用普及
- ・公共施設における再生可能エネルギー利用設備の導入
- ・促進区域を定め、再生可能エネルギー発電の促進 など

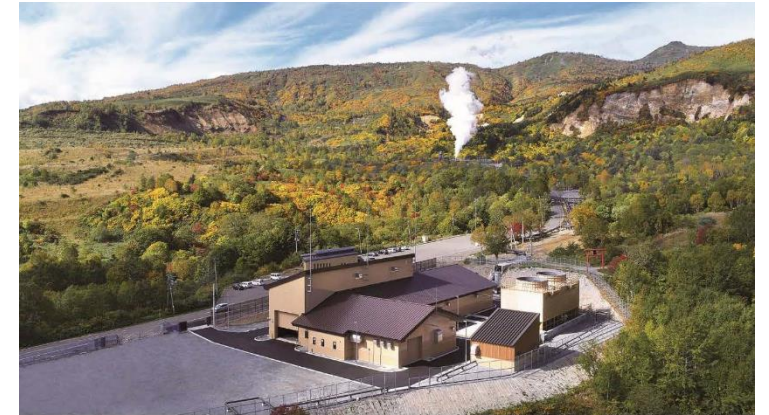
【市民へのお願い】

- ・再生可能エネルギー利用設備の導入

【事業者へのお願い】

- ・再生可能エネルギー利用設備の導入
- ・再生可能エネルギー発電事業を行う場合は、環境に配慮して実施

まちづくり推進課



八幡平市の地球温暖化対策

まちづくり推進課

④脱炭素型地域づくりの推進（主なもの）

【市の取組み】

- ・地熱に関する理解の促進
- ・地熱発電由来の電力を核とした地域新電力会社の設立
- ・促進区域を定め、再生可能エネルギー発電の促進 など

【市民へのお願い】

- ・地域新電力会社からの電力購入により、電力の地産地消に貢献 など

【事業者へのお願い】

- ・地域新電力会社からの電力購入により、電力の地産地消に貢献 など

